

第5次小山市一般廃棄物処理基本計画

〈 概要版 〉

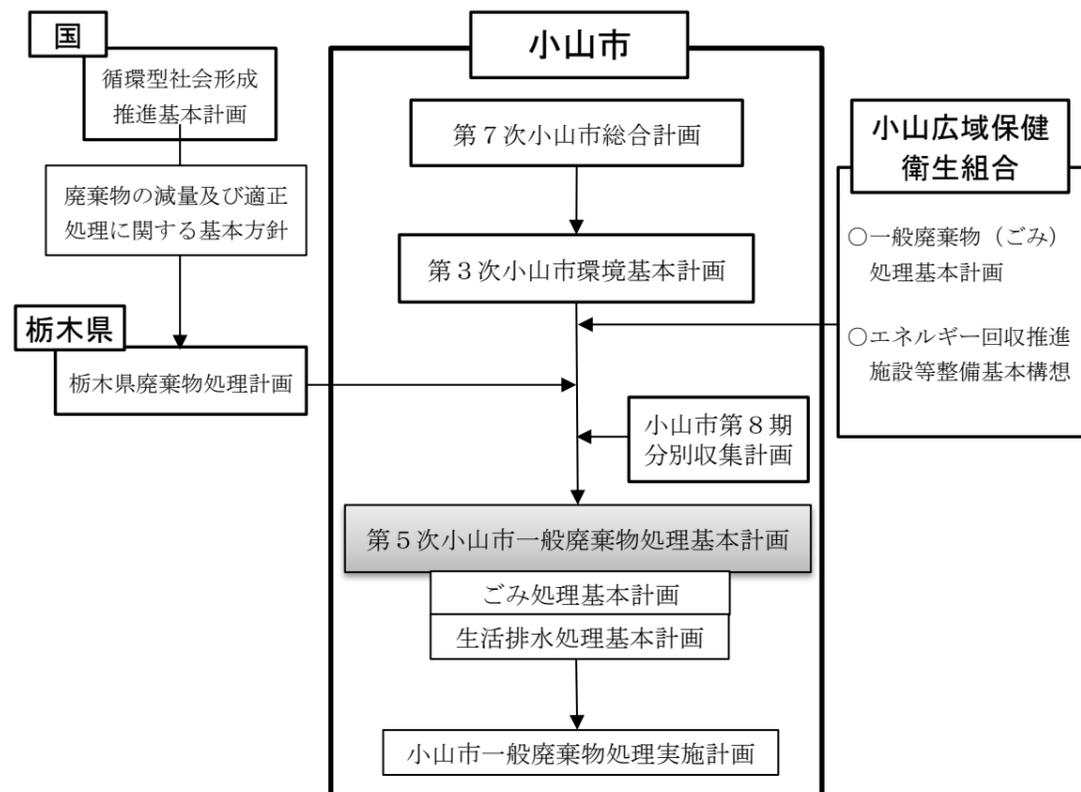
計画の概要

計画策定の背景

小山市一般廃棄物処理基本計画は平成7(1995)年度に策定し、平成15(2003)年度、平成20(2008)年度及び平成26(2014)年度に見直しを行いました。それ以降も、大規模災害時の廃棄物処理の対応や、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築など、循環型社会を形成するため国が次々と新たな政策を打ち出してきており、本市においてもそれらへの対応や、地域行政の立場からの様々な施策の推進が必要となっています。

計画の位置付け

本計画は、「第2次小山市長期ビジョン(展望年次:令和12(2030)年)の実現に向けた「第7次小山市総合計画(計画期間:2016~2020年)」と「第3次小山市環境基本計画 中間見直し(計画期間:2016~2020年度)」を受けて、施策や事業を具体化していくための計画に位置付けられます。



計画期間

本計画の計画期間は、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までとします。市政や本市を取り巻く情勢などの変化により大きな修正の必要が生じた場合には、計画期間の終了を待たずに見直しを行います。

ごみ処理基本計画

ごみ処理の現状

区 分	前計画の目標値	平成30(2018)年度の実績
市民1人1日当たりのごみ発生量	870g/人日 令和2(2020)年度で平成12(2000)年度比約15%減。	919.1g/人日 目標まであと49gとなっています。
市民1人1日当たりの資源回収分を除いた家庭系ごみ排出量	約500g/人日 令和2(2020)年度で平成12(2000)年度比約13%減。	573.1g/人日 目標まであと73gとなっています。
市全体の事業系ごみ排出量	約10,100トン/年 令和2(2020)年度で平成12(2000)年度比約31%減。	14,289トン/年 目標まであと4,189トンとなっています。

ごみ処理の課題

区 分	課 題
ごみの適正な処理	収集運搬の効率化を図るとともに、高齢化の進行に伴う対応が必要です。
ごみの排出抑制	家庭系ごみは、国のSDGsに基づく食品ロスの対応や海洋へのプラスチックの流出を回避するためのプラスチックリサイクルへの対応などの方針も踏まえた、排出抑制への取り組みが必要です。事業系ごみは増加傾向にあり、前計画の削減目標値の達成が困難な状況となっており、排出抑制の取り組み強化が必要です。
資源化	資源化率が低下傾向にあり、特に可燃系資源や集団回収では、紙類の回収量の低下が見られています。今後の資源化の推進には容器包装プラスチックの資源回収の強化が必要です。
災害廃棄物への対応	大規模な地震や、近年の異常気象による大規模水害に見られるように災害被害が広範囲にわたるような、緊急の事態に備えて、施設、指揮系統、県や組合との連携、支援の受入体制などの面で、対策を準備しておく必要があります。
協力体制の確立	ごみ処理事務を円滑かつ適切に推進し、ごみ問題の解決に向けて前進し、さらには循環型社会をつくっていくためには、市・事業者・市民が連携して取り組んでいくことが不可欠です。また、本地域における連携、県との連携も不可欠です。

基本方針

廃棄物処理法の目的と、先に掲げた「第3次小山市環境基本計画」の基本理念を踏まえて、「生活環境の保全と公衆衛生の向上及び循環型を基調とする社会経済システムの実現に向けて、ごみの適切な処理と減量化・資源化を、市民・事業者及び市が一体となって推進し、環境への負荷をできる限り低減する社会を目指すこと」を、本市のごみ処理の基本方針とします。

目標年次

本計画の目標年次は、令和11(2029)年度とします。

目標

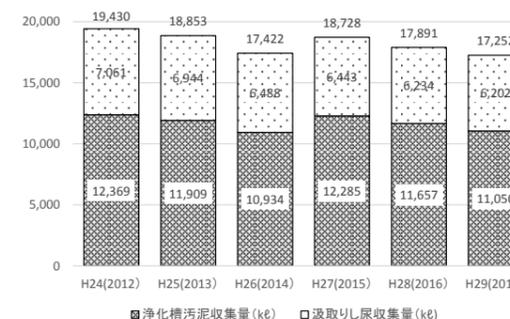
区 分	目 標
市民1人1日当たりのごみ発生量	785g/人日 目標年度：令和11（2029）年度 平成30（2018）年度（919g/人日）比で約14.6%削減
市民1人1日当たりの資源回収分を除いた家庭系ごみ排出量	480g/人日 目標年度：令和11（2029）年度 平成30（2018）年度（573g/人日）比で約16.2%削減
市全体の事業系ごみ排出量	11,731 トン/年 目標年度：令和11（2029）年度 平成30（2018）年度（14,289 トン/年）比で約17.9%削減
燃えるごみの発生量（家庭系） （市民1人1日あたりの排出量）	400g/人日 目標年度：令和6（2024）年度 平成30（2018）年度（492g/人日）比で約18.7%削減
燃えるごみの発生量（事業系）	10,764 トン/年 目標年度：令和9（2027）年度 平成30（2018）年度（13,295 トン/年）比で約19.0%削減

主な施策

区分	主な施策
ごみの適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> ◆業務効率化と市民サービス充実の両立 ◆分別の拡大や合理化 ◆高齢化の進行に伴う排出困難者などの対応を含めた収集・運搬の効率化 ◆職員の研修等による人材育成
ごみの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ◆生ごみの排出抑制と減量化【重点施策】 ◆あらゆるメディアを活用した排出抑制の啓発の継続 ◆「小山市エコ・リサイクル推進事業所認定制度」の普及拡大 ◆リターナブル容器の普及拡大 ◆食品ロスの削減に向けた情報発信や啓発活動の推進 ◆「プラごみゼロ宣言」に基づく取り組みの推進
資源化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ・資源の分別についての周知活動の推進 ◆使用済小型電子機器の拠点回収の強化 ◆「容器包装プラスチック」、「剪定枝」の分別収集・資源化を推進 ◆小山市バイオマスタウン構想（2008年度策定）の推進 ◆「グリーン購入」の推進 ◆資源化に関する事業者・市民の学習活動を支援、促進
災害廃棄物への対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定に基づき、連携を図る ◆ストックヤードに二次集積場の機能を備えるなど、災害廃棄物への対応を図る ◆「災害廃棄物処理基本計画」の策定
協力体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ◆県との交流、協議、施策推進の協調を進める ◆組合の構成員として積極的に運営に関与する ◆廃棄物減量等推進員制度の活動の充実 ◆廃棄物減量等推進審議会の活動の充実 ◆事業者・市民とのネットワークの形成

生活排水処理基本計画

生活排水処理の現状



浄化槽汚泥収集量、汲取りし尿収集量ともに減少傾向にあります。

基本方針

経済・社会及び地域の実情に応じて、公共下水道の整備及び浄化槽の設置普及を図ります。計画的で効率的な施設整備を行います。

目標年次

本計画の目標年次は、令和11（2029）年度とします。

目標

区 分	目 標
市総人口に対する生活排水処理施設整備率	100% 目標年度：令和11（2029）年度 【内訳】公共下水道：79.8%、農業集落排水処理施設：9.5%、個人設置浄化槽：10.7%

主な施策

区分	主な施策
生活排水処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆小山市公共下水道基本計画に基づく、公共下水道の整備 ◆施設の効率的な配置の継続的な検討 ◆集合処理の供用区域内における完全水洗化 ◆浄化槽の保守点検・清掃及び法定検査の受検の徹底
し尿・浄化槽汚泥の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ◆収集・運搬業者に対する指導 ◆計画的な収集・運搬、収集・運搬業者の育成 ◆小山広域クリーンセンターにおけるし尿・浄化槽汚泥の堆肥化と有効利用を推進していきます。
排出段階での汚濁防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆水質汚濁や生活排水処理についての周知、啓発 ◆家庭やオフィスでの配慮行動の支援及び、定着化 ◆水環境に関する環境学習活動の充実

第5次小山市一般廃棄物処理基本計画 〈概要版〉

発行 令和2（2020）年2月
編集 小山市市民生活部環境課 〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号
電話 0285-23-1111（代表）